

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和7年2月19日 提出

周南市長 藤 井 律 子

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

第1章 関係条例の一部改正

(周南市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第1条 周南市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成16年周南市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第14条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(周南市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第2条 周南市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年周南市条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第3項及び第4項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(周南市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 周南市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成15年周南市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(周南市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 周南市一般職の職員の給与に関する条例（平成15年周南市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第20条の2第3号及び第4号並びに第20条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(周南市職員退職手当支給条例の一部改正)

第5条 周南市職員退職手当支給条例（平成15年周南市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号及び第5項第2号、第16条の見出し及び同条第1項第1号、第17条第1項第1号並びに第19条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(周南市恩給条例の一部改正)

第6条 周南市恩給条例（平成15年周南市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号中「、無期」を「又は無期」に、「懲役又は禁錮以上の刑」を「拘禁刑」に改め、同項第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第6条中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

(周南市地方卸売市場条例の一部改正)

第7条 周南市地方卸売市場条例（平成15年周南市条例第191号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項第2号及び第24条第3項第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(周南市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第8条 周南市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成15年周南市条例第235号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(周南市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第9条 周南市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成15年周南市条例第237号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第2章 経過措置

(罰則の適用等に関する経過措置)

第10条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑

法等の一部を改正する法律（令和４年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第２条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

（人の資格に関する経過措置）

第11条 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

（周南市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第12条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第４条の規定による改正後の周南市一般職の職員の給与に関する条例第20条の３第１項（第１号に係る部分に限る。）及び第３項（第３号に係る部分に限る。）の規定（周南市一般職の職員の給与に関する条例第21条第５項及び周南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年周南市条例第14号）第20条において準用する場合を含む。）の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（周南市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置）

第13条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第５条の規定による改正後の周南市職員退職手当支給条例第15条第１項及び第５項、第16条第１項（第１号に係る部分に限る。）並びに第19条第４項並びに周南市職員退職手当支給条例第19条第３項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

附 則

この条例は、刑法等一部改正法の施行の日から施行する。

(参 考)

周南市情報公開・個人情報保護審査会条例新旧対照表（第1条の改正）

現 行	改 正 案
（罰則） 第14条 第3条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、 1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	（罰則） 第14条 第3条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、 1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

周南市個人情報の保護に関する法律施行条例新旧対照表（第2条の改正）

現 行	改 正 案
附 則 （経過措置） 第3条 （略） 2 （略） 3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務又は業務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 （1）・（2） （略） 4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 5 （略）	附 則 （経過措置） 第3条 （略） 2 （略） 3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務又は業務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 （1）・（2） （略） 4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 5 （略）

周南市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例新旧対照表（第３条の改正）

現行	改正案
（失職の例外） 第５条 任命権者は、法第16条第１号に該当するに至った職員のうち、<u>禁錮</u>に処せられ、その刑の執行を猶予せられた者については、情状により、特にその職を失わないものとすることができる。 ２ （略）	（失職の例外） 第５条 任命権者は、法第16条第１号に該当するに至った職員のうち、<u>拘禁刑</u>に処せられ、その刑の執行を猶予せられた者については、情状により、特にその職を失わないものとすることができる。 ２ （略）

周南市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表（第4条の改正）

現行	改正案
第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 （1）・（2） （略） （3） 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの （4） 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの	第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 （1）・（2） （略） （3） 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの （4） 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの
第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 （1） 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項にお	第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 （1） 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項にお

現行	改正案
て同じ。)をされ、その判決が確定していない場合 (2) (略) 2 (略) 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) (略) 4～6 (略)	いて同じ。)をされ、その判決が確定していない場合 (2) (略) 2 (略) 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) (略) 4～6 (略)

周南市職員退職手当支給条例新旧対照表（第5条の改正）

現行	改正案
（退職手当の支払の差止め） 第15条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 （1） 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 （2） （略） 2～4 （略） 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 （1） （略） （2） 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、	（退職手当の支払の差止め） 第15条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 （1） 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 （2） （略） 2～4 （略） 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 （1） （略） （2） 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、

現行	改正案
判決が確定した場合（<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合 （3）（略） 6～10（略）	判決が確定した場合（<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合 （3）（略） 6～10（略）
（退職後<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限） 第16条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第14条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 （1）当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。 （2）・（3）（略）	（退職後<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限） 第16条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第14条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 （1）当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。 （2）・（3）（略）

現 行	改 正 案
2 ～ 6 (略) （退職をした者の退職手当の返納） 第17条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第14条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第12条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第19条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第19条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。 （1） 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。 （2）・（3） (略) 2 ～ 6 (略) （退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付） 第19条 (略) 2 ・ 3 (略) 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合にお	2 ～ 6 (略) （退職をした者の退職手当の返納） 第17条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第14条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第12条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第19条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第19条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。 （1） 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。 （2）・（3） (略) 2 ～ 6 (略) （退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付） 第19条 (略) 2 ・ 3 (略) 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合にお

現行	改正案
いて、当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた後において第17条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5 ～ 8 （略）	いて、当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた後において第17条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5 ～ 8 （略）

周南市恩給条例新旧対照表（第6条の改正）

現行	改正案
（退隠料又は遺族扶助料の受給権の消滅） 第5条 退隠料又は遺族扶助料を受ける権利を有するものが、次の各号のいずれかに該当するときは、その権利は、消滅する。 （1） （略） （2） 死刑、無期若しくは2年を超える懲役又は禁錮以上の刑に処せられたとき。 （3） （略） （4） 在職中の職務に関する犯罪（過失犯を除く。）により、禁錮以上の刑に処せられたとき。 2 （略） （退隠料又は遺族扶助料の支給停止） 第6条 退隠料又は遺族扶助料を受ける権利を有するものが、2年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたときは、その月の翌月からその刑の執行を終わり又は執行を受けることがなくなる月までその支給を停止する。ただし、刑の執行猶予の言渡しを受けたときは停止せず、その言渡しを取り消されたときは、取消しの月の翌月から刑の執行を終わり又は刑の執行を受けることがなくなる月までその支給を停止する。	（退隠料又は遺族扶助料の受給権の消滅） 第5条 退隠料又は遺族扶助料を受ける権利を有するものが、次の各号のいずれかに該当するときは、その権利は、消滅する。 （1） （略） （2） 死刑又は無期若しくは2年を超える拘禁刑に処せられたとき。 （3） （略） （4） 在職中の職務に関する犯罪（過失犯を除く。）により、拘禁刑以上の刑に処せられたとき。 2 （略） （退隠料又は遺族扶助料の支給停止） 第6条 退隠料又は遺族扶助料を受ける権利を有するものが、2年以下の拘禁刑に処せられたときは、その月の翌月からその刑の執行を終わり又は執行を受けることがなくなる月までその支給を停止する。ただし、刑の執行猶予の言渡しを受けたときは停止せず、その言渡しを取り消されたときは、取消しの月の翌月から刑の執行を終わり又は刑の執行を受けることがなくなる月までその支給を停止する。

周南市地方卸売市場条例新旧対照表（第7条の改正）

現 行	改 正 案
（卸売の業務の許可） 第14条 （略） 2 （略） 3 市長は、前項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。 （1） （略） （2） <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しないものであるとき。 （3）～（8） （略） （仲卸の業務の許可） 第24条 （略） 2 （略） 3 市長は、前項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。 （1） （略） （2） <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しないものであるとき。 （3）～（8） （略）	（卸売の業務の許可） 第14条 （略） 2 （略） 3 市長は、前項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。 （1） （略） （2） <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しないものであるとき。 （3）～（8） （略） （仲卸の業務の許可） 第24条 （略） 2 （略） 3 市長は、前項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。 （1） （略） （2） <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しないものであるとき。 （3）～（8） （略）

周南市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例新旧対照表（第8条の改正）

現行	改正案
（欠格条項） 第4条 次の各号のいずれかに該当するものは、消防団員となることができない。 （1） <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 （2）・（3） （略）	（欠格条項） 第4条 次の各号のいずれかに該当するものは、消防団員となることができない。 （1） <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 （2）・（3） （略）

周南市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例新旧対照表（第9条の改正）

現行	改正案
（退職報償金支給の制限） 第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。 （1） <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者 （2）～（5） （略）	（退職報償金支給の制限） 第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。 （1） <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者 （2）～（5） （略）